

対策一その1 訳出にあたっての心構え

纏まった関連記述の中から特定された文面を訳出する問題形式の出題となっています。したがって、速やかにその内容全体を把握し、その把握した内容を反映させる形で出題部分を訳してゆく能力が求められます。例えば、(a)(b)を通読すれば、この文面がライセンスーに対する約束で構成されており、契約当事者間の対等な記述とはいえない力関係を読み取ることができるとでしょう。そうであるならば、合意 (agree) ではない別の訳語候補を選択する可能性が広がります。つまり、(a)を踏まえた上で (b)を理解し、その法的場面を想像することで内容を正確に反映した訳語・訳出を捻り出すことができますが、この全体から“部分に過ぎない”出題の訳文をより精査されたものへと導く力が、ここでは試されています。また、英日翻訳問題のみでなく、日英翻訳問題をみれば、この出題が両問題との関連付けにおいて出題されている意図を読み取ることが出来ます。「木を見て森を見ず」にならぬプロの翻訳者としての技量を尽くすことが肝要です。

対策一その2 訳出のポイント

訳出に臨む姿勢を踏まえて、出題について個々に留意すべき事柄を見てみましょう。

1. 「Licensee / Licensor」は、この出題が商号の使用許諾契約であることから「使用権者 / 使用権許諾者」と訳すこともできますが、片仮名表記が定着している旨、また、日英翻訳の出題に合わせた訳語選択を考慮する必要があります。
2. 「termination」には、「終了、解除、解約、解消」という訳語候補がありますが、この文面では、時間の経過による期間の満了を示し、また終了という訳語も含む「expiration」との対比で考える必要があります。つまり、満了期間内での何等の事態による契約の終了を意味する言葉を入れると考えればよいでしょう。ちなみに、統一商事法典の定義によれば、この語彙は、契約違反以外の合意等による契約の終了を指すとされますが、「termination」が使用権許諾者の専権事項に含まれることの多いこの種の契約においては、「解除」を最有力候補と考えましょう。
3. 「will be deemed to」は、本質的に異なるものを法の効果として同一のものとして扱う場合に用いる言葉である旨を意識して訳す必要があります。例えば、刑法 245 条で、本来財物ではない電気を「財物とする (shall be deemed to be property.)」と定める条文の英訳を、助動詞の扱いも含めて参考にし、訳語を考えましょう。
4. 「equities」は、「equitable rights」を指すと考えられますが、この語彙は、エクイティ上の権利を指し、エクイティ上強制力が付帯される財産権を指します。COMMON LAW 上の権利との区別で権利範囲を広く捉えたものとして記述する必要があります。
5. 「endeavors covered hereby」は、本契約で網羅された努力を促す規定、つまり、本契約上にそのような努力義務を負う条項があると考えて訳せばよいでしょう。

対策一その3 他の訳との比較検証

上記を念頭に置きながら訳例を読み、自身の訳を再度構築してみましょう。自分だけのヒントが見えてくるかもしれませんよ。それが、本当の受験対策となるでしょう。

翻訳例

ライセンスーは、本契約中の義務条項規定に従って同人が取得した「商号」に対する営業権、エクイティ上の権利、暖簾権、権原、その他の諸権利一切が、本契約の解除、若しくは満了の時点で、ライセンスーに移転したものとみなすことに同意する。